

別紙

諮問第924号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私の医療保護入院の精神科救急受理票及び措置入院の精神科救急受理票（平成〇年〇月～）（令和〇年〇月）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年6月29日付けで行った本件一部開示決定について、これを取り消し、全部開示を求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号、4号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年9月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年6月28日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月22日（第224回第二部会）から同年9月16日（第225回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

#### ア 精神科救急受理票について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）23条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と定めている。

実施機関では、入院措置事務処理要綱（昭和49年3月6日付48衛医精第857号）において、「夜間及び休日における、法第23条の規定による通報については、『東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務運営要綱』に定める精神科救急受理票（様式第4号。以下「受理票」という。）により受理するものとする。」と定めている。また、実施機関では、受理票の各欄に書ききれない情報を記載する様式として、「精神科救急受理票（別紙）」を定め、使用していることである。

#### イ 措置入院について

措置入院について、法27条1項では、都道府県知事は、法22条から26条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせなければならない旨を定めるとともに、法29条1項では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。

また、法29条の2第1項では、都道府県知事は、法29条1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、法27条、28条及び29条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著

しいと認めるときは、その者を法29条1項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている（以下、法29条の2第1項の規定による診察を「緊急措置診察」と、同項の規定による入院を「緊急措置入院」という。）。

#### ウ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人に係る平成〇年〇月〇日付精神科救急受理票及び令和〇年〇月〇日付精神科救急受理票（以下併せて「本件対象保有個人情報1」という。）並びに平成〇年〇月〇日付精神科救急受理票（別紙）及び令和〇年〇月〇日付精神科救急受理票（別紙）（以下併せて「本件対象保有個人情報2」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報1のうち「病状の概要」、「精神障害又はその疑いに基づく事実行為」、「予測」、「病名」及び「備考」の各欄（以下「本件非開示情報1」という。）並びに「警察署における担当部署の内線番号」及び決定権者名（以下「本件非開示情報2」という。）を条例16条6号に、警察職員の氏名（以下「本件非開示情報3」という。）を同条2号及び4号に、指定医の氏名及び東京都保健医療情報センター担当者氏名（以下「本件非開示情報4」という。）及び「家族等」欄（以下「本件非開示情報5」という。）を同条2号及び6号に、本件対象保有個人情報2のうち「内容」欄（以下「本件非開示情報6」という。）を同条6号に、それぞれ該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

#### エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

##### （ア）本件非開示情報1及び6について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、東京都保健医療情報センター担当者が通報者の申出に基づき記録した病状の概要等や、その内容を踏まえ決定権者が緊急措置診察の要否を判断したことに係る備考のほか、緊急措置診察を行った指定医が判断した病名が記載され、本件非開示情報6には、本件対象保有個人情報1の「病状の概要」欄に書ききれなかった病状の概要等が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、本件非開示情報1及び6の各事項は、緊急措置入院の前提となる緊急措置診察の要否及び緊急措置入院の要否を判断する上で極めて重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められるとのことである。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1及び6は、いずれも職員が通報者、緊急措置診察の要否を判断した決定権者及び緊急措置入院の要否を判断した指定医から聴き取った内容等に係る情報であって、本人に開示されないことを前提に記載されたものであると認められ、緊急措置入院が非自発的な入院措置であることを踏まえると、その記載内容は、本人の認識とは一致しない場合が少なくないものと推定される。そうすると、仮に本人の意に沿わない通報内容、緊急措置診察の要否の判断及び診断内容等が記載されている場合には、本件非開示情報1及び6を開示することにより、本人が職員に対して必要以上の接触や抗議を行うといったトラブルの発生が想定され、これを回避するために、職員が本人の感情や反応を考慮して記載内容を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、精神科救急受理票の記載が形骸化するおそれがあり、措置入院制度に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1及び6は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2及び4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、緊急措置診察の要否を判断した職員の氏名及び法23条の規定による通報者の情報として、警察署の内線番号が、本件非開示情報4には、指定医の氏名及び東京都保健医療情報センター担当者の氏名が記載されていることを確認した。

審査会が検討したところ、前記(ア)のとおり、緊急措置入院は非自発的な入院措置であり、かかる措置を受けるに至った事実及び経過は一般的に本人の意に反している場合が少なくないものといえる。そうすると、本件非開示情報2及び4を開示することにより、当該措置を受けた本人が、受理票の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、通報者、指定医及び職員等に対して必要以上

の接触を試み、又は抗議を行うなどのトラブルが発生することが想定され、措置入院制度に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 4 は条例16条 6 号に該当し、本件非開示情報 4 の同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、警察職員の氏名が記載されていることを確認した。この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例16条 2 号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

事務局をして実施機関に確認させたところ、本件非開示情報 3 は、管理職でない警察職員の氏名であり、これについては、警視庁では慣行として公にされておらず、開示請求者が知ることができる情報とは認められないことから、本件非開示情報 3 は、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 3 は条例16条 2 号に該当し、同条 4 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 5 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 5 には、家族等の氏名や住所等が記載されていることを確認した。

審査会が検討したところ、本件非開示情報 5 を開示することにより、今後、家族等からの協力が得にくくなるなど、措置入院制度に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 5 は条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子